

- (2) 藤野保「佐賀本藩と三支藩の成立」同氏編『佐賀藩の総合研究』所収
『検地・三部地・献米の概略』
(4) 藤野保「佐賀本藩と三支藩の成立」同氏編『佐賀藩の総合研究』

二 藩政時代の村々

藩政時代の諸富町は佐嘉郡川副東郷に属し宝暦九年（一七五九）の『御領中郡村附』によると次の村々からなっていた。

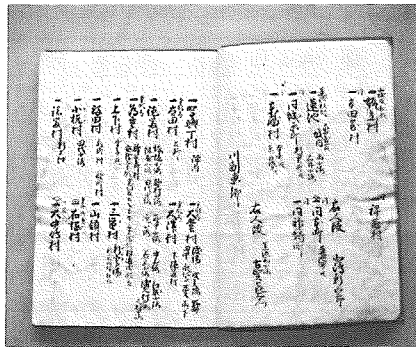
- 一 駕輿丁村 陣内
- 一 大堂村 渡場・戌亥搦・野町・田中・永仁寺・古賀・木ノ下
- 一 太田村 土師
- 一 大津村 下徳富村
- 一 徳富村 塀垣小路・野村小路・野中小路・中小路・江越小路・紺屋小路・田代小路・迎小路・若宮小路・浦元村小路・元村小路
- 一 為重村 祇園町村・安龍寺領
- 一 上下村 弟子丸

- 一 三重村 新北馬場
- 一 福田村 水町村・野町村
- 一 山領村
- 一 小杭村 田代小路
- 一 石塚村
- 一 諸富村 新ヶ江
- 一 大中嶋村
- 一 小田ヶ里
- 一 小曲村

この一六か村のほかには大堂本津・大堂新津・諸富本津・光増津三丁分・浮盃本津・浮盃新津・為重津・東寺井津・西寺井津・石塚津の一〇の津がある。

大堂・太田・三重・寺井の村々はすでに『慶長年中肥前国絵図』にみえ、これらの村の成立が早いことがわかる。なお同絵図には諸富津にあたる個所に「走津」と記している。

元禄四年（一六九一）の『肥前一国絵図』には加与丁・山領・福田・野町・小杭・浮盃・石塚・諸富・徳富の村々が加わっている。枝村の数や帰属は時代によって多少ことなり貞享四年（一六八七）の『御領中郡村附』によると、渡場は駕輿丁村に属し、大中嶋村は本村でなく、諸富村に属する枝村にすぎない。なお為重村の枝村に龍ノ尾・神通院領・多間院領・居福寺領がある。なお、上下村は寛政元年（一七八九）のころは「三重村之内上



宝暦9年(1759)『御領中郡村附』に記載された川副東郷の村々

安政四年（一八五七）の川副東郷蔵入地の人口は表2に示すように五、二六四人で、うち男二、七四九人、女二、五一五人、男女の比は四七・八％である。各村の内訳をみると徳富村の八三四人が最大で、諸富村の七八五人がこれにつぐ。最少は上下村の一四六人である。これらのほとんどは農民であったと思われるが、ほかに漁民と

1 人口と身分構成

すなわち、小田ヶ里、小曲村の二村がもとは巨勢郷に属し、藩政時代に蓮池藩領であったのは、もと、佐賀江が佐賀市蓮池町の西を南下して陣内から東に折れて小曲の南を流れて大堂川に合していたことによるものである。

佐賀郡高尾ヨリ来リ東西村ノ北長林ニ傍テ東流シ、南ニ折レ蓮池ノ西ヲ画シ陣内村ニ至リ、又夕東ニ折レテ小曲村ノ南ヲ走り大堂村ニ達ス。鍋島家ニ至リテ其古流ヲ変ジ、佐賀今宿（佐賀市今宿町）ヨリ犬尾ヲ経テ蓮池・小曲ノ間ヲ穿テ迂曲シテ大堂村ニ達セシメタリ

「下分」といい、寛政元年（一七八九）地米高は三重村のそのうちにふくまれている。佐賀郡は表1に示したように八七％が蔵入地（本藩領）で、その地米高は六四、八八七石四斗六升七合であるが、川副東郷のそれは六、一三〇石四斗六升三合である。ほかに前記したように支藩蓮池領に属する小曲村九四石五斗七升三合と小田ヶ里三石九升一合の計九七石六斗六升四合がある。したがって、川副東郷すなわち現在の諸富町の約九八％は蔵入地であった。前掲『御領中郡村附』によると、この二村はかつて古瀬郷（巨勢郷）に属していたが、元禄四年（一六九一）より当郷（川副東郷）になったという。これは佐賀江の河道の変遷によるものであるといわれ、これについて永田暉明の『蓮池日史略』には次のように記している。

表1 御蔵入御物成附（貞享年中）

郡名	地米高	備考(佐賀郡全体に対割合)
川副下郷	石・斗・升・合 7613・7・4・3	11.7%
与賀下郷	7581・0・6・0	11.6%
与賀上郷	6904・7・1・0	うち1400石 ³ 斗は本庄郷 10.6%
川副上郷	6316・3・3・6	9.7%
川副東郷	6130・4・6・3	9.4%
嘉瀬郷	5918・1・1・8	9.1%
新庄郷	5245・9・3・4	8.0%
鍋島村	409・6・6・7	0.6%
上佐嘉下郷	4121・1・6・8	6.0%
上佐嘉下郷	3750・9・6・0	5.7%
中佐嘉郷	5709・4・3・8	8.7%
佐嘉山内	1892・2・7・7	2.9%
古瀬郷	3293・5・8・3	5.0%
(佐嘉郡合計)	64887・4・6・7	

蓮池領

村名	地米高	備考
小曲村	石・斗・升・合 94・5・7・3	
小田ヶ里	3・0・9・1	
計	97・6・6・4	

郡名	地米高(C)		蔵入地米高(D)	D/C(%)
	石・斗・升・合			
佐嘉郡	74343・3・9・8		64887・4・6・7	87
三根養父郡	39468・8・8・0		8300・6・7・6	21
神埼郡	24602・0・1・2		10193・7・0・9	41
小城郡	40490・4・3・0			
杵島郡	66045・7・1・5		53434・7・5・1	81
松浦郡				
藤津郡	20238・2・1・1		453・0・5・6	2
高来郡	14499・8・7・3		3143・4・5・6	21
合計	279688・5・1・9		120380・1・1・2	43

表2 川副東郷の村別人口、電数、職業別、作馬数 『安政4年(1857)御蔵入川副東郷諸目安』による

總人口	5264	2749	2515	1048	15	14	16	18	431	572	267	124	143
大津村	360	185	175	59	0	0	0	0	0	8	24	14	10
小坑村	304	156	148	51	0	1	0	2	0	0	22	13	7(9)
太田村	403	221	182	73	3	0	0	0	0	26	25	8	17
山領村	275	149	126	47	73	3	0	0	0	10	25	8	17
福田村	344	178	166	56	2	3	1	0	0	24	22	11	11
三重村	235	132	103	42	1	1	1	0	0	18	20	7	13
上下村	146	78	68	37	1	1	1	0	0	25	9	3	6
為重村	186	87	99	34	1	1	4	0	0	10	14	6	8
石塚村	294	153	141	54	3	0	0	0	0	18	20	11	9
大中山村	332	181	151	53	2	0	0	0	0	30	23	17	6
諸富村	785	394	391	184	3	0	2	0	0	172	6	3	3
徳富村	834	424	410	180	3	0	2	0	0	141	19	9	10
大堂村	419	224	195	111	0	1	3	0	0	75	18	2	11
嘉与子村	347	187	160	67	0	0	0	0	0	22	29	9	20
總電数	67	111	195	184	53	54	34	37	42	56	73	73	51
女	160	195	410	391	151	141	99	68	103	166	126	182	148
男	187	224	424	180	181	153	87	78	132	178	149	221	156
人口	347	419	834	785	332	294	186	146	235	344	275	403	304
待	0	0	3	3	2	3	1	1	1	2	73	3	0
手明鍵	0	1	3	0	0	1	1	1	1	3	3	0	0
内電	0	3	2	2	0	0	4	1	1	1	0	0	0
社家	0	6	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	2
農業	35	23	20	0	21	21	14	9	21	26	0	34	40
半農	10	3	10	0	0	12	4	0	0	0	34	10	0
雑戸	22	75	141	172	30	18	10	25	18	24	10	26	8
作馬總数	29	18	19	6	23	20	14	9	20	22	25	25	22
押借	9	2	9	3	17	11	6	3	7	11	8	8	13
自力立飼	20	11	10	3	6	9	6	6	13	11	17	17	7(9)

藩政時代の村々

少数の商人のほかには本藩や支藩の家臣、親類・親類同格・一家来など重臣の家来が居住していた。表3は『弘化二年(一八四五)総着到』などによって作製したものであるが、これによると川副東郷に本藩の家臣、三〇四名がすんでいるがそのうちでは船役者、舸子、船頭などの水軍に属するものが多く、それらのほとんどは表4に示すように寺井に住んでいる。水軍関係以外では足軽が多い。なお、三家の家臣は表5に示すように当郷に隣接する蓮池藩の家来がもつとも多く、鹿島藩のそれは全くない。三家の家臣も本藩のそれと同じく水軍に属するものが多く、そのほかでは足軽が多い。親類・親類同格・家老などの重臣の家来は表3に示すように足軽が半数以上をしめ、平士がこれに次ぎ、水軍に属する船役者・船頭・舸子は見うけられない。本藩、支藩、親類、親類同格、家老の家臣の身分の総数をみると、足軽が二五三名で川副東郷に居住する武士総数六二五名の約四〇・五%をしめている。

表3 本藩・支藩・親類同格・家老の家居身分別総数
—『弘化2年(1845)総着到』による—

(A) 本藩家臣身分別総数

計	舸子	船役者	船頭	小道具	足軽	新徒士	徒士	手明鍵	平士
304	74	83	35	2	68	4	3	18	17

(B) 三家家臣身分別総数

計	被官	舸子	船役者	足軽	歩行
121	1	11	53	54	2

(C) 親類・親類同格・家老家臣身分別総数

計	被官	小道具	足軽	歩行	仲小姓	平士
200	11	1	131	18	5	34

(A) + (B) + (C) = 625 足軽総数 = 253

表4-1 本藩・家臣諸富町住居

鍋島弥平左衛門組

住 所	身 分 別 人 数					
	歩 行	足 軽	船 頭	船 役 者	舸 子	計
大 堂	1					1
橋 津	1	8				9
山 領		2				2
石 塚	1					1
寺 井	2	1	20	42	33	98
大 堂		1				1
諸 富	1					1
浮 盃		1				1
計	6	13	20	42	33	114

鍋 島 播 磨 組

住 所	身 分 別 人 数					
	歩 行	新 徒 士	舸 子	船 頭	船 役 者	計
石 塚	2	1				3
寺 井	1		37	15	41	94
浮 盃			4			4
諸 富		2				2
諸 富		1				1
計	3	4	41	15	41	104

鍋 島 隼 人 組

住 所	身 分 別 人 数			
	手 明 鍵	足 軽	小 道 具	計
諸 富		1		1
大 堂			1	1
橋 津	1	2		3
山 領			1	1
為 重		2		2
大 堂		1		1
計	1	6	2	9

一 覧 (弘化2年総着到による)

鍋島市佑組

住 所	身 分 別 人 数	
	足 軽	計
寺 井	1	1
德 富	1	1
計	2	2

鍋 島 主 水 組

住 所	身 分 別 人 数			
	平 士	手 明 鍵	足 軽	計
大 堂			1	1
橋 津			1	1
小 杭			1	1
為 重		1	1	2
石 塚		1	1	2
寺 井	3	1	2	6
上 下			1	1
計	3	3	8	14

鍋 島 孫 六 郎 組

住 所	身 分 別 人 数		
	平 士	足 軽	計
寺 井	1		1
諸 富		1	1
計	1	1	2

岡部奎之助組

住 所	身 分 別 人 数		
	手 明 鍵	足 軽	計
大 堂	1		1
德 富		1	1
小 杭		1	1
三 重		1	1
計	1	3	4

大 木 主 斗 組

住 所	身 分 別 人 数		
	平 士	足 軽	計
諸 富		1	1
大 堂		1	1
山 領	1		1
為 重		1	1
德 富		1	1
諸 富		1	1
大 堂		1	1
計	1	6	7

鍋 島 志 摩 組

住 所	身 分 別 人 数		
	平 士	足 軽	計
大 堂		1	1
石 塚		1	1
寺 井	1		1
計	1	2	3

表4-2 本藩家臣諸富町住居一覽

深江六左衛門組

住 所	身 分 別 人 数			
	平 士	手明鍵	足 輕	計
諸 富			1	1
大 津			1	1
嘉 与 丁			1	1
石 塚	1			1
諸 富 津			1	1
德 富 津		1		1
浮 盃 津		1		1
計	1	2	4	7

鍋島周防組

住 所	身 分 別 人 数	
	足 輕	計
三 重	1	1
寺 井	1	1
大 堂 津	1	1
浮 盃 津	2	2
計	5	5

鍋島左太夫組

住 所	身 分 別 人 数			
	平 士	手明鍵	足 輕	計
大 堂	1		1	2
橋 津	1			1
山 領	1			1
三 重		1		1
為 重		1		1
大 中 島	1			1
寺 井			1	1
計	4	2	2	8

坂部又右エ門組

住 所	身 分 別 人 数			
	平 士	手明鍵	足 輕	計
諸 富			1	1
德 富			2	2
大 堂	1			1
三 重	1			1
石 塚		1		1
諸 富 津		1		1
浮 盃 津	1	1		2
寺 井 堤 津			1	1
計	3	3	4	10

石井勘解由組

住 所	身 分 別 人 数			
	平 士	手明鍵	足 輕	計
橋 津	1			1
大 津			1	1
三 重			1	1
寺 井		1		1
大 堂 津		1		1
計	1	2	2	5

成富十右衛門組

住 所	身 分 別 人 数			
	平 士	手明鍵	足 輕	計
橋 津			1	1
山 領		1		1
三 重			1	1
石 塚	1		1	2
大 津			2	2
下 重	1	1		2
為 井		1	1	2
寺 下		1		1
上 津			2	2
大 堂 富 津			1	1
德 盃 津			1	1
浮 津			1	1
計	2	4	10	16

寛永十四年（二六三七）十月から翌十五年二月にかけておこった島原の乱は幕府の支配体制が確立、安定するための最後の波瀾であった。この乱の原因は島原藩主松倉氏と天草を領していた唐津藩主寺沢氏の悪政にある。⁽¹⁾ かつて島原は有馬晴信、天草は小西行長、ともにキリシタン大名の領地であっただけに領民たちのキリスト教信仰も根強いものがあつた。それだけに幕府の禁教政策が強化されると松倉・寺沢両藩の弾圧も激烈をきわめ、島原では転宗をせまうて信者を雲仙岳の湧きたつ熱湯につけたり、手足をしばって投げこんだりした。また年貢の賦課も幕府の軍役負担に応じて過重になり、完納しえない農民には惨酷な刑が加えられた。両手を縄で縛って箠を著せ、これに火をつけて苦しめる「箕踊り」の刑や婦女を裸にして両足をくくり倒さかにつるして辱しめることも行われた。⁽²⁾ このように島原地方の農民は信仰と年貢の両面から領主の苛酷な弾圧をうけ、とくに寛永十一年（一六三四）以来、連年凶作であつたのに年貢だけはゆるめられず、餓死者は続出する有様であつた。この乱勃発直後、佐賀藩家老多久茂辰、鍋島茂綱が江戸の藩邸にだした報告書の一節にも⁽³⁾

右の起りは、彼地二、三年耕作損毛（不作）仕り候故、未進など過分に御座候を催促稠しうしく御座候について兎角継命

三 島原の乱と諸富地方

(一) 一揆の勃発と頑強な抵抗の背景

表5 小城藩士諸富町在住者一覧（『三家家来私領外名書』による）

住 所	身分別人数	
	船役者	計
西寺井津	16	16
寺井堤津	18	18
寺井新名	8	8
諸 富 津	8	8
浮盃新津	2	2
浮 盃	1	1
合 計		53

蓮池藩士諸富町在住者一覧（『三家家来私領外名書』による）

住 所	身分別人数					計
	歩 行	足 輕	阿 子	親 類 家 来 並 家 中 被 官		
加 与 丁	1	22				23
太 陣 田	1	8		1		10
小 内		7				7
為 杭		2				2
石 重		1				1
大 塚		1				1
下 津		4				4
大 津		2				2
大 中 島		1				1
大 堂 津		1	3			4
橋 津		4				4
寺 井 津			1			1
浮 盃 津			7			7
擗 上 津		1				1
計	2	54	11	1		68